第八条 職工ハ従業員トシテ実質上[illegible]ヲ組織ト見做サルヘシ

第九条 皆勤者ニ対シテハ毎月一日給与ヲ支給スルコト

第十条 旧大晦日ヨリ一月三日マデハ日給全額ヲ支給シ公休トスルコト

第十一条 両親及妻子ノ死亡ノ際ハ[illegible]三日間ノ休業ト見做サルコト

第十二条 入営ノ際ハ[illegible]支給スルコト

第十三条 傷害ヲ受ケタル者ハ賃銀ノ全額ヲ支給シ[illegible]不幸ニ遭遇セシ

第十四条 場合ハ[illegible]支払方法等ノ[illegible]コト

第十四条 従業者ニシテ[illegible]作業場ニ於テ[illegible]

第十五条 [illegible]

第十六条 残業手当[illegible]コト

第十七条 退職手当ノ規定ヲ設ケ[illegible]スルコト

第十八条 [illegible]ノ覚書ノ条項ハ従来通リ実行サルヘシ

経過ノ覚書ノ内第一条、第四条、第五条、第六条、第七条[illegible]

ヲ撤回スルト共ニ[illegible]スルコト

以上

[illegible]

鈴木啓正式特許品製作所 従業員一同

争 4.8.20 685

労秘第一、五七二號

昭和四年八月十七日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿

社会局長官殿

大阪、神奈川各府県知事殿

関東庁警務局長殿

鈴木啓正式特許品製作所ノ労働争議ニ関スル件

（第二報）

要旨 工業主ハ職工側トノ会見ヲ避クル為ノ所在ヲ韜晦シ、職工側ハ工業主ノ所在ヲ捜索中